

原告団ニュース

2023年4月24日 第12号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

私達は、勝利を確信しています！

女川原発再稼働差止訴訟 判決期日

2023年5月24日（水）11時～ 仙台地方裁判所第101号法廷

事前集会 10時～裁判所前三角公園／報告集会 12時～戦災復興記念会館

**福島事故を繰り返すことは許さない！
なんと少しでも再稼働を止める！**

福島原発事故の教訓が投げ捨てられ、原発の最大限利用を目指す関連法案が国会で審議されているなか、再稼働で名指しされた女川原発2号機再稼働差止裁判は5月24日判決をむかえます。同じく名指しされた、島根原発2号機では、3月10日島根県と鳥取県の住民が「再稼働差止仮処分申立」を行いました。福島事故を繰り返さないために、なんと少しでも再稼働を止めることが求められています。

裁判所が法廷での書面や証拠に真正面から向き合うならば、私達の勝利判決を確信することが出来ます。

国策として、再稼働が推進される中で、これ程にずさんで住民を被ばくにさらす避難計画の下で、再稼働が許されないことは明らかです。

いま、政府が推進している「原発の再稼働」はじめ原発帰政策に対して、福島事故を体験した国民の心の中には、再び原発事故が発生することへの根強い不安が横たわっています。

裁判所は、政府や最高裁に忖度することなく、良心に従った判決を下すことを強く求めます。

ぜひ傍聴いただき、報告集会では今後について共に考えて頂けますようにお願いいたします。

女川原発再稼働差止訴訟原告団
団長 原伸雄

● 避難計画への着眼

脱原発全国弁護士団に参加していた小野寺信一弁護士団長は、女川原発の再稼働を止める方策として「避難計画」に着眼し、若手女性弁護士で構成される「ひまわりネットワーク」と共に、行政への情報公開請求を行う中で、この避難計画の下では、被ばくせずに30キロ圏外への脱出することは困難であると考へ、石巻市民に、女川原発の避難計画の実効性を検証するための原告となることを呼びかける勉強会の開催を呼びかけました。

この勉強会は、石巻市がUPZ 20万人のうち15万人であること、UPZ自治体の計画がほとんど同一であること、今後の裁判展開で情報公開請求を駆使する上での事情などを考慮し、「石巻市の広域避難計画」に集中するため、主に石巻市民が対象となりました。この呼びかけに応え、女川原発の再稼働に不安を抱いた市民などが参加し、2018年4月「女川原発の避難計画を考える会」を立ち上げ、避難経路の試走や宮城県・石巻市への公開質問などを重ね、避難計画に実効性がないとの確信を持ち、宮城県知事及び石巻市長に対して、女川原発の再稼働に同意しないことを求め、同意差し止めの仮処分を申し立てるに至りました。

● 地元同意の差止仮処分

「再稼働近し」の報道が溢れる中、2019年11月に上記申立をしました。

これに対し、仙台地方裁判所は「原告は、女川原発で事故が発生する具体的危険性を立証している」など棄却しましたが、福島第一原発事故の経験から「UPZ自治体に避難計画を義務付けた」という立法事実を無視した驚くべき決定でした。

控訴審の仙台高等裁判所の決定は、さすがに地裁の「門前払い」の棄却理由は採用しませんでした。が、「避難計画の現状には相当な不備がある」と認めながら、「首長の同意と再稼働は同一視できない、再稼働はあくまで電力事業者



2023年3月25日 さよなら原発 宮城県民集会（長沼利枝さんと原告ら）

の判断」と、住民の常識とは全くかけ離れた見解を持ち出し、私たちの訴えを認めませんでした。

● 東北電力への再稼働差止裁判

私たちは、上記高裁決定を受け、「再稼働はあくまで電力事業者の判断」というならば、2021年5月に東北電力を被告として仙台地裁へ再稼働差止を求めて提訴しました。

● 92回の情報公開に裏付けられた12次にわたる準備書面の提出

私たちは、2021年11月から2022年11月の結審まで5回開かれた口頭弁論において、12次に及ぶ準備書面と共に、専門家の見解として、詳細な2回にわたる上岡直見先生の意見書を提出しました。また集団で検討を加えた原告団の意見として、初回と最終回に、原伸雄原告団長が代表して意見陳述いたしました。

● 実効性の有無に引き合わない被告・東北電力

これに対し、被告は、事務的なものを除けば、書面の提出は、最初の答弁書と最終意見書の2回だけ、その中で「検査場所」に600人の職員を派遣する」と明らかにしたものの、その件に関する回答は私たちが投げ掛ける問題への回答は全く示されず、「原告は事故発生を具体的に立証していません」

「避難計画は、国によって了承されている」「計画に不備があっても改善し、修正できる」と繰り返すのみでした。

● 「調査嘱託」の申し立てと裁判所による採用

こうした中で裁判所の判断が注目されたのが、内閣府、宮城県、石巻市への調査嘱託の申し立てにつき、県に対する申立の一部を採用したことでした。県の回答は「検査場所への職員の到着時間は調べていない」「電力職員のそれも把握していない」とするものでした。これだけでも実効性の欠如は明白です。

● 規制委員会の回答を証拠として提出

被告が「事故の発生の具体的な危険性」にあまりにもこだわることから、弁護団は、弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会を活用し、規制委員長の「規制委員会が起これらと言えない」という国会答弁について、「これは個人の見解か?委員会としての見解か?」と規制委に質問し、「規制委としての正式な見解」との回答を得て、これを証拠として裁判所に提出しました。これもまた弁護団の考え抜いた手法でした。



さようなら原発宮城県民集会

岸田政権の「原発回帰政策の撤回を求めよう」と参加者に呼びかけました。福島県新地の漁業者小野春雄さんは、「福島さんの苦難の連続の中で再開に

福島原発事故を「なかつたこと」にするな! 危険な女川原発を再稼働してはならない! これ以上海を汚すな! 汚染水の海洋放出反対! の「民意」を示そうと「さようなら原発宮城県民集会」が3月25日仙台市民広場で開催されました。主催者は、原発の再稼働促進、運転期間延長、増設を一方的に持ちだし、福島第一原発事故などなかったかのような動きが、岸田政権のもとで強まっていること。「日本では過酷事故は起こらない」「五重の壁で守られているから安全だ」「原発が動かないと電気が不足する、日本経済がダメになる」という原発経済神話は欺瞞であり、

「海に流せば影響は広がる」「魚を買い上げてもらおう(風評被害対策)のために漁をしているのではないのだ」「海は人ごみ箱ではない。海は人間だけのものではない」と怒りの発言で、汚染水海洋放出反対を訴えました。

- <挨拶文の抜粋> 原告団と弁護団は、内閣府、宮城県、石巻市に90回を超える情報公開請求を行い、避難計画作成の過程の内情をつぶさに調べ上げて、その多くは机上の空論であり、住民が逃げることができない計画であることを明らかにしてきました。
 - ① 避難経路では交通渋滞が起きる。
 - ② 退域時検査場所に資材や人材が届かず開設できない。
 - ③ 受付ステーションが機能しない。
 - ④ 避難用バスの確保が困難。
 - ⑤ トイレや休息、社会的弱者への配慮がない。等々、避難計画には実効性がなく避難途中で被ばくし、人格権が侵害されると主張してきました。

東北電力は、「原告側は、危険性を羅列するばかりで、原発事故が起きる具体的な危険性を立証していない。避難計画は、『原子力防災会議』で了承され、新規制基準に適合し、安全性は十分に確認されており具体的な危険性はない。国からお墨付きをもらった」と主張し棄却を求め、避難計画の実効性審議に踏み込まない姿勢を貫きました。

宮城県は、私たちの主張に危機感を持ったのか、避難所受付ステーションにおける渋滞解消をはかるためとしてマイナンバーカードと紐付けした「スマホアプリ」を導入しようとしています。一方で東北電力は、避難道路の県道整備費用の県負担分全額30億円(総額67億円: 国土強靱化予算37億円)を肩代わりする協定を県と結んでいます。これはすべて電気料金として住民が支払うこととなります。

女川原発2号機は、今年11月までに「安全」対策工事を終え、来年2月再稼働、4月から商業運転を開始するとしています。

私達は、県民の真の願いに心を寄せ、親から子へ、子から孫へとこれまで育んだ日々の生業・くらしを守り、よりよい未来のために力を合わせていきたいと思います。

再稼働差止訴訟の判決は、本年5月24日です。どうぞご注目を下さい。ともにがんばりましょう。原発再稼働反対!

5月24日判決をむかえる女川原発再稼働差止訴訟原告が登壇し、この間の女川原発再稼働を許さない取り組みを振り返りながら、来年2月に迫る再稼働を止めるために力を合わせて行こうと挨拶しました。